

第27期

定時株主総会 招集ご通知

 create restaurants holdings inc.

開催
日時

2024年5月29日(水曜日)

午前10時(開場午前9時)

開催
場所

東京都港区港南2丁目16番4号
品川グランドセントラルタワー3階
ザ・グランドホール

決議事項

- 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当日ご出席の株主の皆様へのお土産は、
予定しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス

証券コード：3387

◎ご送付している書面は法令及び当社定款の規定に基づき一部の項目を除いております。頁番号、項番等は電子提供措置事項と同一のため
連番とならない場合がございます。

証券コード 3387
2024年5月14日
(電子提供措置の開始日 2024年5月8日)

株 主 各 位

東京都品川区東五反田五丁目10番18号
株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス
代表取締役社長 川 井 潤

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第27期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.creatorestaurants.com/ir/stock/meeting/>



また、電子提供措置事項は、上記当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、インターネット等またはご郵送により事前に議決権を行使される場合、2024年5月28日（火曜日）午後6時までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。（2頁、3頁に記載の「議決権行使についてのご案内」も併せてご覧ください。）

敬 具

記

1. 日 時 2024年5月29日（水曜日）午前10時（開場午前9時）
2. 場 所 東京都港区港南2丁目16番4号
品川グランドセントラルタワー3階 ザ・グランドホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第27期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第27期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 - 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトへ修正内容を掲載させていただきます。

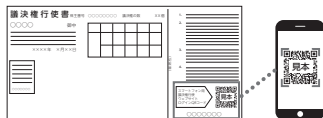
議決権行使についてのご案内

下記4つの方法がございます。後記の株主総会参考書類をご検討の上、①～④いずれかの方法にて議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

①「スマート行使」により 議決権を行使される方

行使期限

2024年5月28日（火曜日）
午後6時入力完了分まで

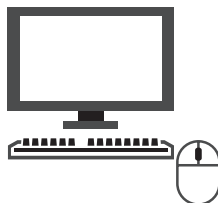


同封の議決権行使書用紙の右下『スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード』をスマートフォンまたはタブレット端末で読み取り、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

②議決権行使ウェブサイトより 議決権を行使される方

行使期限

2024年5月28日（火曜日）
午後6時入力完了分まで



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

③書面の郵送により 議決権を行使される方

行使期限

2024年5月28日（火曜日）
午後6時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

▶スマート行使または議決権行使ウェブサイトより議決権を行使される場合の注意点

- ・パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- ・プロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主様のご負担となります。
- ・議決権行使書の郵送とインターネット等による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効とさせていただきます。
- ・インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

④株主総会にご出席される方



株主総会開催日時

2024年5月29日（水曜日）
午前10時

株主総会開催場所

東京都港区港南2丁目16番4号
品川グランドセントラルタワー3階
ザ・グランドホール

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

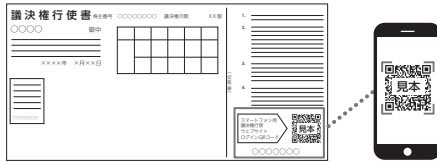
- ・発熱や咳等の症状がみられる株主様はご入場いただけませんので、ご注意ください。
- ・株主様ではない代理人及び同伴の方等、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
- ・株主総会会場内での写真撮影・録音・録音については、禁止とさせていただきますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使のご案内

「スマート行使」による 議決権行使方法

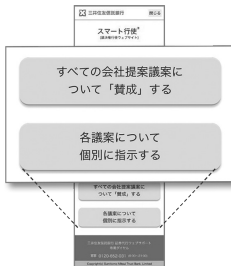
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインの上、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法等が不明な場合は、下記にお問い合わせください。

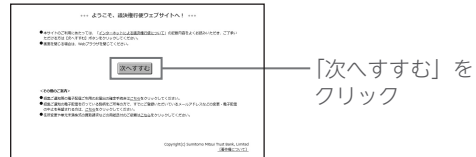
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎ : 0120-652-031 (受付時間 午前9時～午後9時)

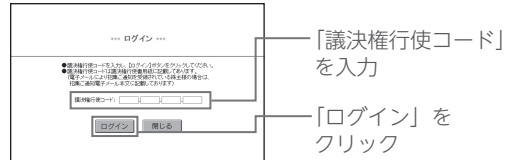
議決権行使ウェブサイトによる 議決権行使方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

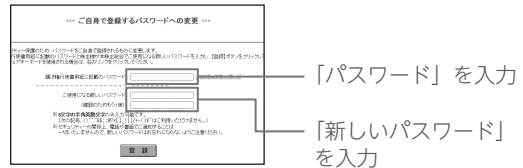
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」と実際にご使用になる新しいパスワードを入力し、「登録」をクリックしてください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

議案及び参考事項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	出席回数／取締役会
1 <input type="checkbox"/> 再任	ごとう ひとし 後藤 仁史	代表取締役会長	13回／13回 (100%)
2 <input type="checkbox"/> 再任	かわい じゅん 川井 潤	代表取締役社長 食の安全安心推進室、内部統制システム推進室、グループ監査室、サステナビリティ推進室、クリエイティブ・ブランド・ラボ、監査等委員会室及び社長室管掌	13回／13回 (100%)
3 <input type="checkbox"/> 再任	しまむら あきら 島村 彰	常務取締役 マーケティング部、DX推進室、情報システム推進室、商品部、店舗開発部及び店舗設計管理部管掌	13回／13回 (100%)
4 <input type="checkbox"/> 再任	おおうち げんた 大内 源太	取締役 CFO 兼 経理部及びIR部管掌	13回／13回 (100%)
5 <input type="checkbox"/> 再任	おおの ひとし 大野 仁之	取締役 経営企画部、海外事業部及び北米事業投資推進部管掌	9回／9回 (100%)

(注) 1. 取締役候補者の後藤仁史氏が代表取締役を兼職する株式会社G&Company（旧株式会社後藤国際商業研究所）は、当社の議決権を41.24%保有する大株主であります。

2. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はございません。

3. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、これにより、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を補填することとしております。各候補者の再任が承認可決された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番号

1

ごとう
後藤ひとし
仁史

(1957年7月5日生)

再任

所有する当社の株式数

-株

取締役会への出席状況

13回/13回(100%)

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1980年4月	旭化成ホームズ株式会社入社	2001年5月	株式会社徳壽（旧徳壽クリエイティブサービス株式会社）代表取締役
1982年9月	株式会社徳壽入社、専務取締役に就任		役に就任
1997年4月	当社の前身である株式会社ヨコスカ・ブルーイング・カンパニーを設立、代表取締役社長に就任	2003年7月	当社代表取締役会長に就任（現任）
		2008年8月	株式会社G & Company（旧株式会社後藤国際商業研究所）代表取締役に就任（現任）

● 取締役候補者とした理由

後藤仁史氏は、創業当初より当社の経営に携わり、2003年より当社代表取締役会長として、当社グループの企業価値の向上に向けて強いリーダーシップを発揮しております。経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社グループの企業価値向上と持続的な成長のために適切な人財と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

かわい
川井じゅん
潤

(1963年10月7日生)

再任

所有する当社の株式数

1,840,000 株

取締役会への出席状況

13回/13回(100%)

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1987年4月	株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行	2019年5月	Create Restaurants NY Inc. CEOに就任
2003年8月	当社入社、取締役管理本部長に就任	2019年6月	当社専務取締役IR掌管 兼 海外事業本部長に就任
2004年6月	当社常務取締役管理本部長に就任	2019年9月	Il Fornaio (America) LLC Directorに就任
2006年5月	当社専務取締役管理グループ担当に就任	2020年9月	当社専務取締役海外事業部及び財務企画部掌管に就任
2010年10月	当社専務取締役管理本部及び海外営業本部担当に就任	2021年5月	当社代表取締役社長に就任
2013年5月	S F P ダイニング株式会社（現S F P ホールディングス株式会社）取締役に就任	同	食の安全安心推進室、内部統制システム推進室及びグループ監査室掌管に就任
2016年1月	当社専務取締役人事総務本部掌管 兼 管理本部長に就任	2024年3月	当社代表取締役社長食の安全安心推進室、内部統制システム推進室、グループ監査室、サステナビリティ推進室、クリエイティブ・ブランド・ラボ、監査等委員会室及び社長室掌管に就任（現任）
2019年5月	create restaurants asia Pte. Ltd. Director (CEO) に就任		
同	香港創造餐飲管理有限公司董事長に就任		

● 取締役候補者とした理由

川井潤氏は、金融機関で培った豊富な経験をもとに、2003年より当社取締役として経営に携わり、これまで管理本部の部門長、人事総務本部、海外事業部及び財務企画部の掌管を経て、2021年より当社代表取締役社長として、当社グループの企業価値向上に向けて強いリーダーシップを発揮しております。豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見を有していることから、当社グループの企業価値向上と持続的な成長のために適切な人財と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

しまむら
島村あきら
彰

(1969年11月6日生)

再任

所有する当社の株式数

155,000 株

取締役会への出席状況

13回/13回(100%)

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1993年4月	伊藤忠商事株式会社入社	2019年5月	株式会社KRホールディングス (現株式会社KRフードサービス)
2007年7月	株式会社サンマルクホールディングス入社	2019年6月	取締役役に就任(現任)
2009年4月	当社取締役役に就任		当社取締役グループ事業戦略本部長に就任
2011年4月	当社常務取締役開発本部長に就任	2019年10月	株式会社いっちょう取締役役に就任(現任)
2012年5月	当社入社、顧問に就任	2020年9月	株式会社LG&EW取締役役に就任(現任)
同	当社取締役役に就任	同	当社取締役グループ事業会社統括部、マーケティング部、グループ営業推進部及び情報システム推進室管掌に就任
2015年8月	株式会社アールシー・ジャパン(現株式会社クリエイト・ダイニング)代表取締役社長に就任	2021年5月	当社常務取締役役に就任
2019年5月	株式会社クリエイト・レストランツ取締役役に就任(現任)	2021年9月	株式会社CMD取締役役に就任(現任)
同	株式会社YUNARI取締役役に就任(現任)	2022年3月	当社常務取締役マーケティング部、DX推進室、情報システム推進室、商品部、店舗開発部及び店舗設計管理部管掌に就任(現任)
同	株式会社グルメプランズカンパニー取締役役に就任(現任)		
同	株式会社クリエイト・ダイニング取締役役に就任(現任)		
同	株式会社遊鶴取締役役に就任(現任)		
同	SFPホールディングス株式会社取締役役に就任		

● 取締役候補者とした理由

島村彰氏は、2012年より当社取締役として経営に携わっており、開発本部、商品部及びグループ事業戦略本部の部門長を歴任し、現在は、マーケティング部、DX推進室、情報システム推進室、商品部、店舗開発部及び店舗設計管理部を管掌しております。飲食業界における豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見を有していることから、当社グループの企業価値向上と持続的な成長のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

おうち
大内げんた
源太

(1973年6月20日生)

再任

所有する当社の株式数

5,300 株

取締役会への出席状況

13回/13回(100%)

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1996年4月	三菱商事株式会社入社	2019年6月	当社執行役員CFO管理本部長に就任
2009年9月	絆ファクトリー株式会社代表取締役社長に就任	2020年9月	株式会社クリエイティブ・サービス代表取締役社長に就任（現任）
2015年10月	当社入社、経営企画部統括マネージャーに就任	2021年5月	当社取締役CFO経理部管掌に就任
2017年3月	当社管理本部長に就任	2023年3月	当社取締役CFO経理部、経営企画部及びIR部管掌に就任
2018年6月	当社執行役員管理本部長に就任	2024年1月	当社取締役CFO経理部及びIR部管掌に就任（現任）
2019年5月	株式会社K Rホールディングス（現株式会社K Rフードサービス）取締役就任（現任）		

● 取締役候補者とした理由

大内源太氏は、2018年より当社執行役員として経営に携わっており、2019年よりCFOに就任し、2021年より取締役を務めております。これまで経理部及び管理本部の部門長を歴任し、現在は、経理部及びIR部を管掌しております。豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見を有していることから、当社グループの企業価値向上と持続的な成長のために適切な人財と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

おおの
大野ひとし
仁之

(1974年7月18日生)

再任

所有する当社の株式数

5,400 株

取締役会への出席状況

9回/9回(100%)

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1998年4月	三菱商事株式会社入社	2021年6月	当社執行役員海外事業部及び北米事業投資推進部管掌 兼 グループ事業会社統括部長に就任
2006年10月	同社より当社に外向、経営企画チームサブチームリーダーに就任	2021年12月	香港創造餐飲管理有限公司董事に就任（現任）
2007年7月	株式会社クワイエット吉祥非常勤取締役就任	2022年1月	create restaurants asia Pte. Ltd. Director (CEO) に就任（現任）
2009年5月	当社非常勤監査役に就任	2022年5月	Il Fornaio (America) LLC Managerに就任（現任）
2010年9月	大連亜恵快餐有限公司（現亜恵美食有限公司）に外向、董事副総経理に就任	2022年10月	当社執行役員グループ事業会社統括部、海外事業部及び北米事業投資推進部管掌に就任
2014年9月	羅森（中国）投資有限公司に外向、副総裁に就任	2023年5月	当社取締役グループ事業会社統括部、海外事業部及び北米事業投資推進部管掌に就任
2016年4月	株式会社ローソンに外向、海外事業本部長 兼 経営戦略本部長に就任	2024年1月	当社取締役経営企画部、海外事業部及び北米事業投資推進部管掌に就任（現任）
2019年11月	当社入社、グループ事業会社統括部長に就任		
2021年5月	Create Restaurants NY Inc. Director (CEO) に就任（現任）		

● 取締役候補者とした理由

大野仁之氏は、2021年より当社執行役員として経営に携わっており、2023年より取締役を務めております。また、現在は、経営企画部、海外事業部及び北米事業投資推進部を管掌しております。業界における豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見を有していることから、当社グループの企業価値向上と持続的な成長のために適切な人財と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

第2号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

森本裕文氏は本総会終結の時をもって任期満了により退任し、他3名の監査等委員である取締役は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	出席回数／取締役会
1 新任	いし い 石井 ゆうすけ 祐輔	監査等委員会室長	- 回 / - 回 (-%)
2 再任 社外 独立	まつおか 松岡 かずおみ 一臣	社外取締役（監査等委員）	13回 / 13回 (100%)
3 再任 社外 独立	おおつか 大塚 みゆき 美幸	社外取締役（監査等委員）	13回 / 13回 (100%)
4 再任 社外 独立	かたやま 片山 のりゆき 典之	社外取締役（監査等委員）	13回 / 13回 (100%)

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はございません。

2. 松岡一臣氏、大塚美幸氏及び片山典之氏は、社外取締役候補者であります。

3. 松岡一臣氏は、現に当社の監査等委員である社外取締役であり、同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

4. 大塚美幸氏及び片山典之氏は、現に当社の監査等委員である社外取締役であり、両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

5. 社外取締役候補者大塚美幸氏の戸籍上の氏名は、吉田美幸であります。

6. 当社は、松岡一臣氏、大塚美幸氏及び片山典之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、各候補者の再任が承認可決された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

7. 当社は、松岡一臣氏、大塚美幸氏及び片山典之氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。各候補者の再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。

8. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、これにより、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を補填することとしております。各候補者の再任または選任が承認可決された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番号

1

い し い
石井ゆう すけ
祐輔

(1973年6月6日生)

新任

所有する当社の株式数

55,800株

取締役会への出席状況

- 回 / - 回 (- %)

監査等委員在任期間

-年

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1998年4月	株式会社ラックランド入社	2018年6月	当社グループ監査室長 兼 内部統制システム推進室長に就任
2002年6月	当社入社、店舗開発部に所属	2022年3月	当社食の安全安心推進室長に就任
2014年6月	当社内部監査チームリーダー 兼 内部統制システム推進室長に就任	2024年3月	当社監査等委員会室長に就任（現任）
2018年4月	当社内部監査室長 兼 内部統制システム推進室長に就任		

● 取締役候補者とした理由

石井祐輔氏は、当社にて内部監査室、内部統制システム推進室、食の安全安心推進室の部門長を歴任し、現在は監査等委員会室長に就いております。当社における豊富な業務経験と監査全般の見識を有していることから、監査等委員である取締役として適切に職務を遂行できると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

まつ おか
松岡かず おみ
一臣

(1967年5月21日生)

再任

社外 独立

所有する当社の株式数

-株

取締役会への出席状況

13回/13回(100%)

監査等委員在任期間

4年

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1990年10月	公認会計士第二次試験合格 (会計士補登録)	2004年9月	インスティネット証券会社取締役 管理本部長に就任
1991年8月	中央新光監査法人(後の中央青山 監査法人) 入所	2006年11月	SBIジャパンネクスト証券株式会社 (当時新規設立SBIジャパンネクスト 証券準備株式会社) 取締役兼執行 役員に就任
1994年3月	公認会計士登録	2011年12月	株式会社イメージエポック取締役に 就任
1996年11月	ドイツ・クーパーズ・アンド・ラ イブランド会計事務所(現プライ スウオーターハウスクーパーズ) デュッセルドルフ事務所へ赴任	2012年6月	DREAMプライベートリート投資法 人監督役員に就任(現任)
2000年7月	インスティネット証券会社入社、 CFOに就任	2012年12月	株式会社グッドスマイルカンパニ ー社外監査役に就任(現任)
2001年4月	ジャパングロス証券株式会社監査 役を兼任	2019年5月	株式会社ホビーストック社外監査 役に就任(現任)
2001年12月	税理士登録 松岡一臣公認会計士・税理士事務 所開設(現任)	2020年5月	当社取締役(監査等委員)に就任(現任)
		2023年6月	社会福祉法人多摩同胞会社外理事 に就任(現任)

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

松岡一臣氏は、公認会計士・税理士として財務及び会計に関する知見及び経験を相当に有しております。2020年から当社の監査等委員である社外取締役に就任し、経営陣から独立した客観的立場で積極的な助言・提言を行っていることから、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。再任後も専門的知見及び経験に基づく助言をいただき、独立した立場から、主に財務・会計面等の強化のために活動いただくことを期待しております。

候補者番号

3

おおつか
大塚みゆき
美幸

(1976年2月21日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数

-株

取締役会への出席状況

13回/13回(100%)

監査等委員在任期間

2年

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1998年4月	TBS系列テレビ山梨入社（アナウンサー職）	2023年4月	法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科特任講師（現任）
2003年4月	圭三プロダクションアナウンサー		
2013年11月	株式会社 and 代表取締役（現任）		
2017年4月	大妻女子大学講師（現任）	同	ビューティー&ウェルネス専門職大学准教授（現任）
2022年5月	当社取締役（監査等委員）に就任（現任）		

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大塚美幸氏は、企業のサステナブル事業、コーポレートコミュニケーション等に係るコンサルティングや、代表・役員へのコミュニケーション研修等を行う企業経営者として、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2022年から当社の監査等委員である社外取締役に就任し、経営陣から独立した客観的立場で積極的な助言・提言を行っていることから、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。再任後もその経験と知見に基づく助言をいただき、独立した立場から、主にマーケティングや人財開発等の強化のために活動いただくことを期待しております。

候補者番号

4

かたやま
片山のりゆき
典之

(1964年10月28日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数

-株

取締役会への出席状況

13回/13回(100%)

監査等委員在任期間

2年

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1987年10月	司法試験第二次試験合格	2014年6月	日産化学工業株式会社（現日産化学株式会社）社外監査役に就任（現任）
1990年4月	第一東京弁護士会にて弁護士登録（1996年東京弁護士会に登録変更）	2017年8月	平和不動産リート投資法人監督役員に就任（現任）
	同 長島大野法律事務所（現長島・大野・常松法律事務所）アソシエイト	2018年4月	日本電解株式会社社外取締役（監査等委員）に就任（現任）
1996年8月	米国ニューヨーク州弁護士登録	2019年3月	株式会社リブセンス社外監査役に就任（現任）
2003年2月	シティユーワ法律事務所設立、創立時パートナーとして参画（現任）	2021年6月	アイダエンジニアリング株式会社社外監査役に就任（現任）
2004年10月	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社社外監査役に就任（現任）	2022年5月	当社取締役（監査等委員）に就任（現任）
2006年4月	明治大学ビジネススクール（専門職大学院）グローバル・ビジネス研究科兼任講師（現任）		

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

片山典之氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法では会社の経営に関与していませんが、証券会社での実務経験や、弁護士として豊富な経験と幅広い知見を有しております。2022年から当社の監査等委員である社外取締役に就任し、経営陣から独立した客観的立場で積極的な助言・提言を行っていることから、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。再任後もその専門的知見及び経験に基づく助言をいただき、独立した立場から、主に法務・コンプライアンス面等の強化のために活動いただくことを期待しております。

当社取締役候補者のスキル・マトリックス表

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役の主なスキルと専門性は次のとおりであります。

氏名	役職	主なスキル・専門性				
		企業経営	マーケティング・ 店舗開発	財務・会計	法務・ コンプライアンス	グローバル
後藤 仁史	代表取締役会長	●	●			●
川井 潤	代表取締役社長	●		●	●	●
島村 彰	常務取締役	●	●			●
大内 源太	取締役	●		●		
大野 仁之	取締役	●		●		●
石井 祐輔	取締役（監査等委員）		●	●	●	
松岡 一臣	社外取締役（監査等委員）	●		●		●
大塚 美幸	社外取締役（監査等委員）	●	●			●
片山 典之	社外取締役（監査等委員）	●			●	●

（注）上記は特に専門性を発揮できる分野及び経験を示したものであり、対象者が有する全てのスキル・専門性を表すものではありません。

以 上

1 当社グループの現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が鈍化したことを受けて行動制限が緩和されたことや、2023年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に引き下げられたこと等により、経済活動の正常化が進みました。また国内旅行の活発化や訪日外国人の増加によるインバウンド需要の回復に加え、賃上げトレンドの継続も下支えとなり、個人消費には持ち直しの動きがみられました。しかしながら、国内では円安に起因するインフレや2024年問題に伴う物流制約、少子高齢化に伴う労働人口の減少等により、景気動向は不透明な状況が続いております。さらに、海外ではロシア・ウクライナや中東情勢等、地政学的リスクに起因した経済情勢が混沌としており、その先行きは予断を許さない状況にあります。

外食産業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が収束傾向を示す中、インバウンドを含め堅調な需要が続いているものの、円安に伴う原材料価格の更なる上昇等が見込まれることに加え、人財面での供給不足の状態が深刻化しつつあり、引き続き厳しい経営環境が予想されております。また、賃上げトレンドとインフレの継続が想定される中、選択的消費の傾向がますます強まるものと思われま。

こうした中、当社グループにおきましては、コロナ禍における変化対応で培った筋肉質なコスト構造を定着させつつ、新たなステージを目指して、ロケーションビジネスからブランドビジネスへの転換を推し進めるべく、既存店の更なる質の向上に取り組んでおります。具体的には、当社グループの核となる25のコアブランドにおいて、コンセプトを明確にし、専門性の強化の一環として、外部アドバイザーを積極的に起用して付加価値の高いメニュー考案に取り組んでいるほか、戦略的な業態変更・店舗改装等の実行により、お客様満足度の向上と販売価格の適正化、お客様数の維持向上に努めております。加えて、「守り」から「攻め」への転換を図るべく、DX投資の一環として、マーケティングオートメーションの導入によるプロモーションの促進や、モバイルオーダーの拡充及び配膳・下膳ロボットの活用、バックオフィス業務の効率化・高度化等に取り組んでいるほか、2023年10月1日付にて新設した、「わくわく」するような新業態・コンセプト開発を担う専門組織「クリエイティブ・ブランド・ラボ」を中心に、当社グループならではの大型投資や高いデザイン性をもったコンセプトの創出に取り組んでおります。

新規出店等に関しては、「しゃぶ菜」や「MACCHA HOUSE 抹茶館」、シンガポール料理「海南鶏飯食堂」、海鮮居酒屋「磯丸水産」、大衆酒場「五の五」、ごまそば「遊鶴」、焼肉「萬家」、ベーカリー「レフボン」、「つけめんTETSU」といったコアブランドを中心に、出店いたしました。さらに、コアブランドへの業態変更も進めつつ、東京・表参道にある一括フードコート「マルシェ ドゥ メトロ」では3つの新ブランドを含む4店舗を同時に業態変更する等、「質も、そして量も」に向け投資を再開する一方で、投資を伴わない香港、タイへのフランチャイズ出店のほか、ゴルフ場内レストランやJ A全農とのコラボによる業務受託店舗も積極的に出店し、事業ポートフォリオの強化を図りました。

その結果、グループ全体では34店舗の新規出店、21店舗の業態変更、契約満了に伴う退店や不採算店舗を中心に70店舗の退店を実施し、当連結会計年度末における業務受託店舗等を含む連結店舗数は1,109店舗となりました。

また、人的資本への投資として、期初に発足させた「人財プロジェクトチーム」を中心に、社員昇給の拡大やクルーの時給アップの実施、外国人採用の強化を図るとともに、研修制度の充実や地域単位の人財交流を進め、働きやすい職場作り等に取り組むことで従業員の定着率向上も図っております。

以上の結果、当連結会計年度における売上収益は145,759百万円（前連結会計年度比23.3%増）、営業利益は7,075百万円（前連結会計年度比39.2%増）、税引前当期利益は6,632百万円（前連結会計年度比45.3%増）、当期利益は5,608百万円（前連結会計年度比44.6%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は5,041百万円（前連結会計年度比48.9%増）となりました。また、調整後EBITDAは25,583百万円（前連結会計年度比8.1%増）、調整後EBITDAマージンは17.6%（前連結会計年度は20.0%）、調整後親会社所有者帰属持分比率（調整後自己資本比率）は41.1%（前連結会計年度は33.5%）となりました（注）。

（注）当社グループの業績の有用な指標として、調整後EBITDA、調整後EBITDAマージン及び調整後親会社所有者帰属持分比率（調整後自己資本比率）を用いております。

調整後EBITDA、調整後EBITDAマージン及び調整後親会社所有者帰属持分比率（調整後自己資本比率）の算出方法は以下のとおりです。

- ・ 調整後EBITDA = 営業利益 + その他の営業費用 - その他の営業収益（協賛金収入、雇用調整助成金、協力金及び賃料減免分等を除く） + 減価償却費 + 非経常的費用項目（株式取得に関するアドバイザリー費用等）
- ・ 調整後EBITDAマージン = 調整後EBITDA ÷ 売上収益 × 100
- ・ 調整後親会社所有者帰属持分比率（調整後自己資本比率）：親会社所有者帰属持分比率（自己資本比率）からIFRS第16号の影響を除外した比率

報告セグメントにつきましては、当社グループは飲食事業以外の報告セグメントがないため、記載を省略しております。なお、飲食事業における主要カテゴリー毎の状況は以下のとおりです。

CRカテゴリー	SFPカテゴリー
<p>当連結会計年度におきましては、株式会社クリエイト・レストランツが「しゃぶ菜」、「肉そば岳しろ」を出店したことに加え、グループ内フランチャイズ出店や、ゴルフ場内レストラン5店舗を業務受託したことにより、9店舗の新規出店、31店舗の退店を実施いたしました。</p> <p>以上の結果、当カテゴリーの当連結会計年度の売上収益は47,326百万円、連結店舗数は484店舗となっております。</p>	<p>当連結会計年度におきましては、海鮮居酒屋「磯丸水産」や、大衆酒場「五の五」を出店したことに加え、グループ内フランチャイズ出店により、7店舗の新規出店、13店舗の退店を実施いたしました。</p> <p>以上の結果、当カテゴリーの当連結会計年度の売上収益は29,079百万円、連結店舗数は202店舗となっております。</p>
専門ブランドカテゴリー	海外カテゴリー
<p>当連結会計年度におきましては、株式会社遊鶴がごまそば「遊鶴」を、株式会社いっちょうが焼肉「萬家」を、株式会社レフボンがベーカリーの「レフボン」及び「サンヴァリエ」を出店したことに加え、株式会社KRフードサービスがJ A全農とのコラボにより6店舗を業務受託したことにより、10店舗の新規出店、19店舗の退店を実施いたしました。</p> <p>以上の結果、当カテゴリーの当連結会計年度の売上収益は51,473百万円、連結店舗数は368店舗となっております。</p>	<p>当連結会計年度におきましては、シンガポールにて「Shabu Sai」を、香港にて「MOMIJI CHAYA」を、米国にて「IL Fornaio」を、タイにて「KAGONOYA」を、インドネシアにて「AWkitchen」を出店したことにより、8店舗の新規出店、7店舗の退店を実施いたしました。</p> <p>以上の結果、当カテゴリーの当連結会計年度の売上収益は19,706百万円、連結店舗数は55店舗となっております。</p>

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は3,967百万円（差入保証金を含む。）で、その主なものは店舗設備投資によるものであります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 24 期 (2021年 2 月期)	第 25 期 (2022年 2 月期)	第 26 期 (2023年 2 月期)	第 27 期 (2024年 2 月期) (当連結会計年度)
売 上 収 益 (百万円)	74,425	78,324	118,240	145,759
親会社の所有者に帰属する当期利益 または親会社の所有者に帰属する当期損失(△) (百万円)	△13,874	5,919	3,385	5,041
基本的 1 株当たり当期利益 または基本的 1 株当たり当期損失(△)	△74円28銭	30円58銭	16円11銭	23円97銭
資 産 合 計 (百万円)	161,966	133,605	133,555	130,816
資 本 合 計 (百万円)	23,264	30,730	34,443	39,371
1 株当たり親会社所有者帰属持分	103円90銭	124円40銭	140円84銭	171円01銭

- (注) 1. 当社グループは国際財務報告基準 (IFRS) を適用しております。
 2. 基本的 1 株当たり当期利益または基本的 1 株当たり当期損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 3. 第24期、第25期、第26期の数値は、過年度の誤謬の訂正による遡及処理後の数値であります。

(3) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、国内の需要サイドでは、企業収益の改善に伴う株高傾向や雇用環境の改善・賃上げトレンドの継続、インバウンド需要の更なる拡大等により、堅調に推移すると予想されます。一方、供給サイドでは、少子高齢化に伴う深刻な労働力不足や物流問題に加え、ロシア・ウクライナや中東情勢等、地政学的リスクに起因した国際情勢の不透明さもあり、原材料価格やエネルギーコストの高止まりが懸念される等、引き続き需給ギャップの深刻化が続くものと予想されます。

外食業界におきましては、税制改正に伴う法人交際費の回復を含め、国内消費の活発化やインバウンド等引き続き堅調な需要は見込めるものの、人財面での供給不足が懸念されるほか、原材料価格、人件費、光熱費の上昇といったインフレの継続等により、今後も厳しい経営環境が続くと予想されます。

このような環境の中、当社グループは、成長戦略の3本の柱である「アフターコロナを見据えたポートフォリオの見直し」、「グループ連邦経営の更なる進化」、「DX推進による生産性の向上・人財不足への対応」をもとに、サステナブルな利益成長を目指してまいります。

最優先課題への対応としては、既存店の「お客様数」を増やすべく、リピーターの来店頻度と予約率の向上を図ってまいります。そのために、ネット予約の強化等、DX投資の更なる推進や店舗の修繕・改装投資に加え、「リブランディング投資」も推進することで、店頭訴求や居心地の良さを向上させ、コアブランドを中心とした業態のブラッシュアップに取り組んでまいります。

また、事業ポートフォリオの強化に向け、コントラクト事業の強化にも取り組んでまいります。具体的には、JA全農との業務提携によりカフェ&ダイニング「みのりみのる」を始めとしたコラボ業態の運営受託を加速するとともに、ゴルフ場内レストランの新規開拓も強化してまいります。さらに、クリエイティブ・レストラングループらしさを追求する「わくわくプロジェクト」や新たなコアブランド開発のほか、国内外のM&Aにも引き続き積極的に取り組んでまいります。

そのほか、人的資本への投資として、前期に引き続き社員昇給ファンドの拡大や外国人採用の強化に取り組むとともに、「働きやすい職場」「働き甲斐のある職場」を創出すべく、多様な人財が多様な働き方を実現できる環境と制度を整えてまいります。また、グループ内人財交流を促進すべく、グループ横断的な組織再編にも取り組む等、HX（ヒューマントランスフォーメーション）を活用しながら、組織としての持続的な成長を目指してまいります。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況 (2024年2月29日現在)

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社クリエイト・レストランツ	9百万円	100.00%	飲食事業
株式会社LG&EW	1百万円	100.00%	飲食事業
SFPホールディングス株式会社	49百万円	58.96%	統括事業
SFPダイニング株式会社	9百万円	*100.00%	飲食事業
株式会社YUNARI	3百万円	100.00%	飲食事業
株式会社グルメブランズカンパニー	10百万円	100.00%	飲食事業
株式会社KRフードサービス	7百万円	100.00%	飲食事業
株式会社クリエイト・ダイニング	9百万円	100.00%	飲食事業
株式会社遊鶴	10百万円	100.00%	飲食事業
株式会社ジョー・スマイル	45百万円	*100.00%	飲食事業
株式会社クルークダイニング	10百万円	*99.80%	飲食事業
株式会社いっちょう	9百万円	100.00%	飲食事業
株式会社クリエイティブ・サービス	1百万円	*100.00%	事務処理事業
株式会社CMD	1百万円	*100.00%	購買企画事業
株式会社サンジェルマン	9百万円	100.00%	飲食事業
株式会社レフボン	9百万円	100.00%	飲食事業
create restaurants asia Pte. Ltd.	9百万SGP\$	100.00%	飲食事業
香港創造餐飲管理有限公司	20百万HK\$	100.00%	飲食事業
Create Restaurants NY Inc.	1 US\$	100.00%	資産管理事業
Il Fornaio (America) LLC	357US\$	*100.00%	飲食事業

- (注)
1. 上記の議決権比率は子会社が保有する議決権との合計となっております。
 2. *印は子会社の保有する議決権を合計した比率となっております。
 3. 株式会社ルートナインジーは、2023年9月1日付で、連結子会社である株式会社クリエイト・ダイニングを存続会社とする吸収合併により消滅しております。
 4. 株式会社北海道サンジェルマンは、2023年9月1日付で、株式会社レフボンに商号変更をしております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(5) 主要な事業所及び店舗 (2024年2月29日現在)

① 当社

本 社	東京都品川区東五反田五丁目10番18号
-----	---------------------

② 子会社

株式会社クリエイト・レストランツ	本社：東京都品川区 店舗：414店舗
株式会社LG&EW	本社：東京都品川区 店舗：20店舗
SFPホールディングス株式会社	本社：東京都世田谷区
SFPダイニング株式会社	本社：東京都世田谷区 店舗：177店舗
株式会社YUNARI	本社：東京都品川区 店舗：17店舗
株式会社グルメブランズカンパニー	本社：東京都品川区 店舗：10店舗
株式会社KRフードサービス	本社：大阪府大阪市 店舗：148店舗
株式会社クリエイト・ダイニング	本社：東京都品川区 店舗：70店舗
株式会社遊鶴	本社：北海道札幌市 店舗：11店舗
株式会社ジョー・スマイル	本社：熊本県熊本市 店舗：12店舗
株式会社クルークダイニング	本社：長野県安曇野市 店舗：13店舗
株式会社いっちょう	本社：群馬県太田市 店舗：47店舗
株式会社クリエイティブ・サービス	本社：神奈川県川崎市
株式会社CMD	本社：神奈川県川崎市
株式会社サンジェルマン	本社：神奈川県横浜市 店舗：62店舗
株式会社レフボン	本社：北海道札幌市 店舗：70店舗
create restaurants asia Pte. Ltd.	本社：シンガポール共和国 店舗：12店舗
香港創造餐飲管理有限公司	本社：中華人民共和国香港特別行政区 店舗：7店舗
Create Restaurants NY Inc.	本社：米国ニューヨーク州

Il Fornaio (America) LLC	本社：米国カリフォルニア州 店舗：19店舗
--------------------------	--------------------------

※店舗欄には、2024年2月29日時点の業務受託店舗数及びFC店舗数を含めた総店舗数を記載しております。

(6) 従業員の状況 (2024年2月29日現在)

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,205名	171名増

(注) 上表従業員のほか、8,755名の臨時従業員（1人当たり1日8時間換算）がおります。
なお、臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
119名	34名増	47.8歳	12.2年

(注) 上表従業員のほか、4名の臨時従業員（1人当たり1日8時間換算）がおります。
なお、臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員は含んでおりません。

(7) 主要な借入先の状況 (2024年2月29日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	9,644百万円
株式会社三井住友銀行	6,515百万円
株式会社日本政策投資銀行	4,145百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,412百万円
農林中央金庫	806百万円
三井住友信託銀行株式会社	718百万円
株式会社りそな銀行	708百万円

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況 (2024年2月29日現在)

- (1) 発行可能株式総数 381,600,000株
 (2) 発行済株式の総数 212,214,733株 (自己株式599,551株を除く。)
 (3) 株主数 209,206名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	所有株式数	持株比率
株式会社後藤国際商業研究所	87,175,800株	41.08%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	11,202,300株	5.28%
株式会社ユリッサ	4,000,000株	1.88%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,981,300株	1.40%
岡本 晴彦	2,000,000株	0.94%
川井 潤	1,840,000株	0.87%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,238,500株	0.58%
田中 孝和	700,000株	0.33%
岡本 梨紗子	662,000株	0.31%
岡本 侑里子	662,000株	0.31%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (599,551株) を控除して計算しております。なお、自己株式には、当社「従業員向け株式交付信託型ESOP」の所有する当社株式を含めておりません。
 2. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
 3. 株式会社後藤国際商業研究所は、2024年4月11日付で、株式会社G&Companyに商号変更をしております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式の種類及び数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	当社普通株式 15,000株	3名

- (注) 1. 上記の株式は、当社の譲渡制限付株式報酬として交付されたものです。株式報酬の内容につきましては、26頁に記載の「④ 非金銭報酬に関する事項」のとおりです。
 2. 上記以外に当社執行役員、従業員及び当社子会社代表取締役社長計22名に対し、当社普通株式を合計52,000株交付しております。

(6) その他の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員状況

(1) 取締役の状況 (2024年2月29日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	後藤 仁史	株式会社後藤国際商業研究所代表取締役
代表取締役社長	川井 潤	食の安全安心推進室、内部統制システム推進室、グループ監査室、サステナビリティ推進室、クリエイティブ・ブランド・ラボ及び社長室管掌
常務取締役	島村 彰	マーケティング部、DX推進室、情報システム推進室、商品部、店舗開発部及び店舗設計管理部管掌 株式会社クリエイティブ・レストランズ取締役 株式会社YUNARI取締役 株式会社グルメブランドカンパニー取締役 株式会社クリエイティブ・ダイニング取締役 株式会社遊鶴取締役 株式会社KRフードサービス取締役 株式会社いっちょう取締役 株式会社LG&EW取締役 株式会社CMD取締役
取締役	大内 源太	CFO 兼 経理部及びIR部管掌 株式会社KRフードサービス取締役 株式会社クリエイティブ・サービス代表取締役社長
取締役	大野 仁之	経営企画部、海外事業部及び北米事業投資推進部管掌 Create Restaurants NY Inc. Director(CEO) 香港創造餐飲管理有限公司董事 create restaurants asia Pte. Ltd. Director(CEO) Il Fornaio(America) LLC Manager
取締役 (監査等委員)	森本 裕文	SFPホールディングス株式会社取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員)	松岡 一臣	公認会計士及び税理士 松岡一臣公認会計士・税理士事務所所長 DREAMプライベートリート投資法人監督役員 株式会社グッドスマイルカンパニー社外監査役 株式会社ホビーストック社外監査役 社会福祉法人多摩同胞会社外理事
取締役 (監査等委員)	大塚 美幸	株式会社and代表取締役
取締役 (監査等委員)	片山 典之	シティユーワ法律事務所弁護士 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社社外監査役 日産化学株式会社社外監査役 平和不動産リート投資法人監督役員 日本電解株式会社社外取締役 (監査等委員) 株式会社リブセンス社外監査役 アイダエンジニアリング株式会社社外監査役

- (注) 1. 株式会社後藤国際商業研究所は、2024年4月11日付で、株式会社G&C Companyに商号変更しております。
2. 松岡一臣氏、大塚美幸氏及び片山典之氏は、社外取締役であります。
3. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、森本裕文氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、松岡一臣氏、大塚美幸氏及び片山典之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 松岡一臣氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の監査体制強化に活かしていただいております。
6. 大塚美幸氏は、企業経営者としてマーケティング及びサステナブル事業に関する相当程度の知見を有しており、当社の監査体制強化に活かしていただいております。
7. 片山典之氏は、弁護士として法務及びコンプライアンスに関する相当程度の知見を有しており、当社の監査体制強化に活かしていただいております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、それぞれ会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を補填することとしております。

当役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び子会社（SFPホールディングス株式会社及びその子会社を除く。）の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員、管理職従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等に関する事項

① 取締役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	170百万円 （-1百万円）	163百万円 （-1百万円）	3百万円 （-1百万円）	3百万円 （-1百万円）	5名 （-1名）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	21百万円 （10百万円）	21百万円 （10百万円）	-1百万円 （-1百万円）	-1百万円 （-1百万円）	4名 （3名）

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2022年5月27日開催の第25期定時株主総会において、年額300万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会決議時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名です。
3. 上記2. の報酬限度額とは別枠で、2022年5月27日開催の第25期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式を取締役の報酬等として付与し、または譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬等として支給すること、その発行または処分される当社の普通株式の総数は年間100,000株以内、報酬の総額は年額500万円以内と決議いただいております。当該株主総会決議時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名です。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2022年5月27日開催の第25期定時株主総会において、年額300万円以内と決議いただいております。当該株主総会決議時点の取締役（監査等委員）は4名です。

② 報酬等の決定方針に関する事項

当社は、2021年2月19日開催の取締役会決議によって、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（以下「決定方針」という。）を定め、2022年5月27日開催の第25期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬について決議いただいたことに伴い、非金銭報酬に係る内容を決定方針に追記しております。

決定方針の概要は以下のとおりです。

- (1) 取締役の報酬は、固定的な基本報酬と業績によって支給額が変動する業績連動報酬により構成された金銭報酬及び非金銭報酬である株式報酬とする。
- (2) 金銭報酬の基本報酬部分については、役職毎の役割の大きさや責任の範囲を勘案して決定する。
- (3) 金銭報酬の業績連動報酬部分については、各取締役の各事業年度の業績目標として、調整後EBITDA（IFRS第16号適用の影響を除く。）及び取締役毎に定める職務を勘案して定める定量目標の達成度合いに応じて、超過の場合は基本報酬のプラス10%の範囲で、未達成の場合は基本報酬のマイナス10%の範囲で決定する。
- (4) 取締役報酬のうち金銭報酬は毎月付与するものとする。
- (5) 非金銭報酬は取締役会が定めた一定期間後に譲渡制限を解除する譲渡制限付株式とし、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与等を目的に取締役就任後原則1回付与する（ただし社外取締役を除く。）。付与する譲渡制限付株式の額は、原則として取締役就任後1回のみ付与することを踏まえて、各取締役の役割の大きさや責任の範囲等を勘案して、金銭報酬とは別に決定する。
- (6) 取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定は、本方針の範囲内で代表取締役社長に一括して委任する。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬等の内容の決定に当たっては、代表取締役及び社外取締役により構成される任意の指名・報酬委員会において各取締役の役割・責任及び当社グループ全体の戦略策定と統制への貢献度等の評価をまとめた答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 業績連動報酬等に関する事項

当社は、経営効率を高め安定した財務体質を維持しつつ、持続的成長を達成するために、収益性の重要な経営指標（KPI）として調整後EBITDAを重視しており、業績連動報酬については、各取締役の各事業年度の業績目標として、調整後EBITDA（IFRS第16号適用の影響を除く。）及び取締役毎に定める職務を勘案して定める定量目標の達成度合いに応じて、超過の場合は基本報酬のプラス10%の範囲で、未達成の場合は基本報酬のマイナス10%の範囲で決定しています。ただし、2024年2月期において計上されている業績連動報酬は、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、これが低減したと判断した、2022年9月から2023年2月までの半期を算定の対象期間として、基本報酬のプラスマイナス5%の範囲で決定することといたしました。調整後EBITDA（IFRS第16号適用の影響を除く。）の算定式は以下のとおりです。

調整後EBITDA（IFRS第16号適用の影響を除く。）＝ 営業利益 ＋ その他の営業費用 － その他の営業収益（協賛金収入、雇用調整助成金、協力金及び賃料減免分等を除く。）＋ 減価償却費 ＋ 非経常的費用項目（株式取得に関するアドバイザー費用等。）－ IFRS第16号適用影響額

対象期間の調整後EBITDA（IFRS第16号適用の影響を除く。）の実績値は、標準値（業績連動報酬の発生が0の値）40.7億円、上限値48.8億円（業績連動報酬が固定報酬額のプラス4%となる値）に対して、43.6億円となりました。これに、取締役毎のグループシナジーに対する貢献を定性評価する業績連動部分（固定報酬額の1%以内）を加えた業績連動の固定報酬に対する割合の平均は、2.4%であります。

④ 非金銭報酬等に関する事項

当社は、取締役が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として株式報酬制度を導入しており、取締役会決議を経て、対象者に対し普通株式を用いた譲渡制限付株式の割当を行います。当該株式報酬の内容は、普通株式を用いた譲渡制限付株式の交付とし、2年間から5年間までの間で取締役会が定める期間を譲渡制限期間とします。また、譲渡制限付株式の付与のために発行または処分される当社の普通株式の総数は年間100,000株以内、その報酬の総額は年額50百万円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合または株式の分割（株式無償割当を含む。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。なお、交付状況は22頁に記載の「(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」のとおりです。

⑤ 個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、決定方針に従い、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長川井潤に取締役の年額報酬の役位別、個人別の配分の具体的内容の決定を委任しております。委任の理由は、会社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業績成果を判断するには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。

なお、代表取締役社長川井潤は、任意の指名・報酬委員会より取締役の個人別の報酬等に関する答申を得ており、当該答申内容を踏まえて取締役の個人別の報酬等を決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役（監査等委員）松岡一臣氏は、松岡一臣公認会計士・税理士事務所所長、DREAMプライベートリート投資法人監督役員、株式会社グッドスマイルカンパニー社外監査役、株式会社ホビーストック社外監査役、社会福祉法人多摩同胞会社外理事を兼任しております。当社と兼職先との間に開示すべき取引関係はありません。
- 取締役（監査等委員）大塚美幸氏は、株式会社and代表取締役を兼任しております。当社と兼職先との間に開示すべき取引関係はありません。
- 取締役（監査等委員）片山典之氏は、シティユーワ法律事務所弁護士、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社社外監査役、日産化学株式会社社外監査役、平和不動産リート投資法人監督役員、日本電解株式会社社外取締役（監査等委員）、株式会社リブセンス社外監査役、アイダエンジニアリング株式会社社外監査役を兼任しております。当社と兼職先との間に開示すべき取引関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

氏名	地位	出席状況、発言状況及び期待される役割に対して行った職務の概要
松岡 一臣	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会13回中13回及び監査等委員会13回中13回に出席しており、主に公認会計士・税理士としての専門的な知見及び経験から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するため、経営陣から独立した客観的な立場で積極的な発言を行う等、期待される役割、責務を十分に発揮しております。また、監査等委員会において、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
大塚 美幸	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会13回中13回及び監査等委員会13回中13回に出席しており、主にサステナブル事業やコーポレートコミュニケーション等に係るコンサルティングを行う企業経営者としての知見及び経験から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するため、経営陣から独立した客観的な立場で積極的な発言を行う等、期待される役割、責務を十分に発揮しております。また、監査等委員会において、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
片山 典之	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会13回中13回及び監査等委員会13回中13回に出席しており、主に弁護士としての専門的な知見及び経験から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するため、経営陣から独立した客観的な立場で積極的な発言を行う等、期待される役割、責務を十分に発揮しております。また、監査等委員会において、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	113百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	156百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。また、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、訂正連結財務諸表等に係る監査報酬5百万円が含まれております。
3. 当社の子会社のうちIl Fornaio(America)LLCは、Deloitte&Touche LLPの監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員である取締役全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査等委員会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

6 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役職員が法令や定款及び社会通念に沿った行動を行うよう「役職員行動規則」及び「コンプライアンス組織・運営規程」に基づき、定期的な研修等を通じて周知徹底に努める。
- ② 社長がチーフ・コンプライアンス・オフィサーとなり、全社のコンプライアンス意識向上に努める。
- ③ 適切な財務諸表作成のために、経理・税務統括チームリーダーは「経理規程」に基づき、業務を執行するとともに、周知徹底に努める。
- ④ コンプライアンス違反についての社内通報体制として、所属長への報告経路とは別に、コンプライアンス相談窓口（電子メール）及び顧問弁護士宛の内部通報窓口（電子メール）による報告経路を設置しており、法令違反行為や不正行為の早期発見及び迅速且つ適切な対応を行う体制を整備している。
- ⑤ グループ監査室は各部署の監査を定期的に行うとともに、チーフ・コンプライアンス・オフィサーや監査等委員会との情報交換会を定期的に開催する。
- ⑥ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体、並びに、これらと係わりのある企業や団体、個人とは取引関係を含めて一切の関係を持たず、また、これらによる不当要求は断固として拒否することを、「役職員行動規則」において、遵守事項として掲げている。また、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合は、担当部署が情報を一元管理し、所轄警察署への相談を含めて迅速な対応を講じる体制を整備している。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法定保存文書及び会社が定める内部管理上の重要な情報については、「文書管理規程」に基づき、所定の期間保存する。定めのない情報については、総務部管掌役員と協議の上、保存の要否及び期間を定めて保存する。
- ② 取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループには、店舗オペレーショナルリスク、コンプライアンスリスク、投資リスク、信用リスクといった事業リスクがある。これらのリスクについては、個々の責任部署が対応し、必要に応じて取締役会において状況の確認及び必要な措置を検討する。
また、各部門のリスク管理責任者は、それぞれの部署に関するリスク管理を行い、リスクを統括する部署へ定期的にリスク管理の状況を報告する。
- ② 不測の事態が発生した場合には、「緊急対策規程」に基づき、迅速に対応することとする。
- ③ グループ監査室は、グループ各社及び各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に社長及び総務部管掌役員に報告する。社長は必要に応じ、取締役会に報告する。
- ④ 各種リスクの管理状況については、総務部管掌役員が年に1度、取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社取締役会は、毎事業年度末までに翌事業年度の経営目標を決定し、目標達成に向けた経営計画を策定の上、原則毎月1回の取締役会において進捗状況を確認する。
また、経営環境及び企業内部環境の変化に応じて経営計画の前提条件の見直しを行う。
- ② 当社取締役会において取締役の業務執行範囲を定めるとともに、「業務分掌規程」に基づいた権限委譲を各役職員に行い、効率的な業務執行を実現する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
企業集団における業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を定め、これに基づく統制を行うとともに、必要に応じてグループ各社への指導・支援等を実施する。
当社は、当社取締役出席のもとグループ各社社長が各社ごとに出席する定例会議を毎月1回開催し、また、当社取締役及びグループ各社社長が一堂に会する定例会議を四半期に1回開催することで、経営数値その他重要な情報について、定期的な報告を受ける。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
〔(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制〕のとおり、グループ一体となった損失の危機管理体

制を構築する。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社から定期的に業務執行の報告を受けるとともに、子会社の重要な決定については「関係会社管理規程」に基づく当社取締役会への付議または報告を行うこと等により、子会社の職務の執行の効率を確保する。

④ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ各社の取締役または監査役として当社の取締役または使用人を派遣し、適正な業務執行・意思決定や監督を実施する。

グループ各社に対する監査は、原則として子会社を対象として、別に定める「内部監査規程」に準じて実施する。内部監査報告書は社長に提出するものとする。また、監査の結果に基づいて、必要があれば社長はグループ各社に対して指導または勧告を行う。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会が、その職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、社長はグループ監査室を中心に人選を行い、その任に充てるものとする。

(7) 前号の取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会より、監査業務の補助の要請を受けた使用人は、その要請された業務の遂行に関して、監査等委員である取締役の指示に従い、監査等委員でない取締役等の指揮命令を受けない。

(8) 当社及びグループ各社の取締役及び使用人が当社監査等委員会に報告するための体制その他の当社監査等委員会への報告に関する体制、並びにその報告をした者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 監査等委員会は当社及びグループ各社の取締役会その他の重要な経営会議を通じ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人から重要事項の報告を受ける。また、当社監査等委員会は、必要と判断する会議の議事録等について閲覧することができる。

② 著しい損失や重大なコンプライアンス違反が発生または発生のおそれがある場合は、当社及びグループ各社の担当取締役等は当社監査等委員会に対して遅滞なく報告を行う。

- ③ 当社監査等委員会はいつでも必要に応じ、当社及びグループ各社の取締役等に対して報告を求めることができることとする。
- ④ 当社の内部通報制度の担当部署は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部通報の状況について、報告を行うものとする。
- ⑤ 監査等委員会に報告を行った当社及びグループ各社の取締役等に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(9) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした時は、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、速やかに処理するものとする。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人、会計監査人とそれぞれ随時意見交換会を開催することとする。

(11) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠した財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性の評価、報告する体制を整備し運用する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は13回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない監査等委員である社外取締役3名が全13回に出席いたしました。その他、監査等委員会は13回開催いたしました。
- ② 監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、グループ監査室、会計監査人との間で、意見交換、情報交換等の連携を図っております。

- ③ グループ監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営上の重要政策と位置付け、業績や財務状況、今後の事業展開等を勘案した上で、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。

また、内部留保資金につきましては、新規出店投資、人材育成及び内部管理体制強化のための設備投資等の原資とし、企業価値向上に努めてまいります。

連結財政状態計算書

(2024年2月29日現在)

(単位：百万円)

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	31,340	【流動負債】	37,533
現金及び現金同等物	21,305	営業債務及びその他の債務	4,398
営業債権及びその他の債権	5,729	社債及び借入金	8,221
その他の金融資産	480	リース負債	11,377
棚卸資産	1,024	未払法人所得税等	926
未収法人所得税等	1,344	引当金	2,236
その他の流動資産	1,454	その他の流動負債	10,373
【非流動資産】	99,475	【非流動負債】	53,911
有形固定資産	56,619	社債及び借入金	19,361
のれん	23,726	リース負債	28,813
無形資産	6,026	退職給付に係る負債	1,089
その他の金融資産	9,052	引当金	2,963
繰延税金資産	3,413	繰延税金負債	1,279
その他の非流動資産	637	その他の非流動負債	404
		負債合計	91,444
		【親会社の所有者に帰属する持分】	35,969
		資本金	50
		資本剰余金	24,688
		利益剰余金	10,193
		自己株式	△1,178
		その他の資本の構成要素	2,215
		【非支配持分】	3,401
		資本合計	39,371
資産合計	130,816	負債及び資本合計	130,816

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上収益	145,759
売上原価	△41,934
売上総利益	103,825
販売費及び一般管理費	△94,175
その他の営業収益	773
その他の営業費用	△3,347
営業利益	7,075
金融収益	220
金融費用	△663
税引前当期利益	6,632
法人所得税費用	△1,023
当期利益の帰属	5,608
親会社の所有者	5,041
非支配持分	567
当期利益	5,608

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					自 己 株 式
	資 本 金	資 剰 余 金	本 金 剰 余 金	利 剰 余 金	益 金	
2023年3月1日 残高	50		20,389		6,509	△1,217
誤謬の訂正による累積的影響額	－		2,355		－	－
誤謬の訂正を反映した当期首残高	50		22,744		6,509	△1,217
当 期 利 益	－		－		5,041	－
そ の 他 の 包 括 利 益	－		－		－	－
当 期 包 括 利 益	－		－		5,041	－
配 当 金	－		－		△1,366	－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	－		△15		－	－
支配の喪失を伴わない連結子会社に対する所有者持分の変動	－		1,801		－	－
株 式 報 酬 取 引	－		178		－	2
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	－		－		4	－
そ の 他	－		△20		4	36
所有者との取引額等合計	－		1,943		△1,357	38
2024年2月29日 残高	50		24,688		10,193	△1,178

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				合 計	非支配持分	資 本 合 計
	その他の資本の構成要素			合 計			
	在外営業活動体の 換算差額	確定給付制度 の再測定	合 計				
2023年3月1日 残高	1,519	－	1,519	27,251	7,191	34,443	
誤謬の訂正による累積的影響額	－	－	－	2,355	△2,355	－	
誤謬の訂正を反映した当期首残高	1,519	－	1,519	29,606	4,836	34,443	
当 期 利 益	－	－	－	5,041	567	5,608	
そ の 他 の 包 括 利 益	696	4	701	701	△0	700	
当 期 包 括 利 益	696	4	701	5,742	566	6,309	
配 当 金	－	－	－	△1,366	△196	△1,563	
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	－	－	－	△15	△4	△19	
支配の喪失を伴わない連結子会社に対する所有者持分の変動	－	－	－	1,801	△1,801	－	
株 式 報 酬 取 引	－	－	－	180	－	180	
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	－	△4	△4	－	－	－	
そ の 他	－	－	－	20	△0	20	
所有者との取引額等合計	－	△4	△4	620	△2,002	△1,381	
2024年2月29日 残高	2,215	－	2,215	35,969	3,401	39,371	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定に基づき国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に基づいて作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 24社

② 主要な連結子会社の名称

S F P ホールディングス株式会社
株式会社クリエイト・レストランツ
株式会社K Rフードサービス
株式会社クリエイト・ダイニング
株式会社いっちょう

なお、2023年9月1日付で、当社の連結子会社であった株式会社ルートナインジーは、連結子会社である株式会社クリエイト・ダイニングを存続会社とする吸収合併により消滅、2024年2月1日付で、当社の連結子会社であった多摩川ファクトリーサービス有限会社は、連結子会社である株式会社サンジェルマンを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

また、2023年12月4日付で、当社の連結子会社であった台湾創造餐飲股份有限公司は清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

(3) 親会社に関する事項

IFRS第10号の規定に基づいて判定した結果、株式会社G & Company（旧株式会社後藤国際商業研究所）（東京都港区）を当社及び子会社の最終的な親会社としております。

2. 会計方針に関する事項

(1) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する持分金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。のれんは、移転された対価、取得企業が従来保有していた被取得企業の資本持分の支配獲得日公正価値及び被取得企業の非支配持分の金額の総計が、支配獲得日における被取得企業の識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する額として計上しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において純損益として計上しております。

非支配持分を公正価値で測定するか、または識別可能な純資産の認識金額の比例持分で測定するかについては、企業結合ごとに選択しております。

なお、支配獲得後の非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しているため、当該取引からののれんは認識しておりません。

被取得企業における識別可能な資産及び負債は、以下を除いて取得日の公正価値で測定しております。

- ・繰延税金資産・負債及び従業員給付契約に関連する資産・負債
- ・被取得企業の株式に基づく報酬契約
- ・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的に分類される資産または処分グループ

仲介手数料、弁護士費用、デュー・デリジェンス費用等の、企業結合に関連して発生する取引費用は、発生時に費用処理しております。

企業結合の当初の会計処理が、企業結合が発生した連結会計年度末までに完了していない場合は、完了していない項目を暫定的な金額で報告しております。取得日当初に把握していたとしたら認識する金額の測定に影響を与えていたと判断される、取得日時点で存在していた事実と状況に関する情報を測定期間中に入手した場合、その情報を反映して、取得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正しております。新たに得た情報が、資産と負債の新たな認識をもたらす場合には、追加の資産と負債を認識しております。測定期間は最長で1年間であります。

段階的に達成される企業結合の場合、当社グループが以前保有していた被取得企業の持分は支配獲得日の公正価値で再測定し、発生した利得または損失は純損益として認識しております。

(2) 外貨換算

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の測定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

換算または決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。

② 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については平均為替レートをを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

(3) 金融商品

① 金融資産（デリバティブを除く）

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産を償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融資産を認識しております。

全ての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

また、以下の要件をともに満たす場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に分類しております。

- ・ 当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。
- ・ 契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融資産を除き、個々の資本性金融資産ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却及び認識を中止した場合の利得または損失は、純損益に認識しております。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

(c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産の公正価値の変動額は、その他の包括利益として認識しております。認識を中止した場合には、その他の包括利益の累計額を利益剰余金に振り替えております。

(d) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産の公正価値の変動額は、減損利得または減損損失及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止が行われるまで、その他の包括利益として認識しております。

(iii) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、または当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんど全てを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識しております。

(iv) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、各報告期間の末日において、当初認識以降、信用リスクが著しく増加しているかを評価し、将来発生すると見込まれる信用損失を控除して表示しております。この評価には、期日経過情報のほか、合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しております。

当初認識以降信用リスクが著しく増加していると評価された償却原価で測定される金融資産については、個々に全期間の予想信用損失を見積っております。そうでないものについては、報告期間の末日後12ヶ月の予想信用損失を見積っております。

但し、営業債権については、信用リスクの増加の有無に関わらず過去の信用損失に基づいて、当初から全期間の予想信用損失を認識しております。

償却原価で測定される金融資産の予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

② 金融負債（デリバティブを除く）

（i）当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、償却原価で測定する金融負債、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

償却原価で測定する金融負債については、公正価値からその取得に直接起因する取引費用を控除した金額で当初測定しております。

純損益を通じて公正価値で測定される金融負債の取引費用は、純損益に認識しております。

（ii）事後測定

償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、当期の純損益として認識しております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、公正価値で測定し、公正価値の変動額を純損益に認識しております。

（iii）金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、または失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

③ 金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、かつ純額で決済するかまたは資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

④ 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に一定の金額に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

⑤ デリバティブ

デリバティブは、デリバティブ契約が締結された日の公正価値で当初認識され、当初認識後は各連結会計年度末日の公正価値で再測定されます。

当社グループは、認識されている金融資産と金融負債及び将来の取引に関するキャッシュ・フローを確定するため、先物為替予約を利用しております。また、変動金利借入金の金利変動のリスクを低減するため、金利スワップを締結しております。

なお、上記デリバティブについて、ヘッジ会計を適用しておりません。

(4) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。取得原価は、主として、先入先出法に基づいて算定しており、購入原価、加工費及び現在の場所及び状態に至るまでに要した全ての費用を含んでおります。

(5) 有形固定資産

① 認識及び測定

有形固定資産の認識後の測定については原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入コストが含まれております。

有形固定資産で、それぞれ異なる複数の重要な構成要素を識別できる場合は、別個の有形固定資産項目として計上しております。

取得後に追加的に発生した支出については、その支出により将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、金額を信頼性をもって測定することができる場合にのみ、当該取得資産の帳簿価額に算入するか個別の資産として認識するかのいずれかにより会計処理しております。他の全ての修繕及び維持に係る費用は、発生時に純損益として認識しております。

② 減価償却

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

・建物	15～50年
・建物附属設備	3～17年
・構築物	10～50年
・機械及び装置	3～17年
・工具、器具及び備品	2～10年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

③ 認識の中止

有形固定資産は、処分時、もしくは継続的な使用または処分から将来の経済的便益が期待されなくなった時に認識を中止しております。有形固定資産の認識の中止から生じる利得または損失は、当該資産の認識の中止時に純損益に含めております。

(6) のれん及び無形資産

① のれん

当社グループは、のれんを、移転された対価、取得企業が従来保有していた被取得企業の資本持分の支配獲得日公正価値及び被取得企業の非支配持分の金額の総計が、支配獲得日における被取得企業の識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する額として計上しております。

のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

のれんの償却は行わず、每期または減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損テスト及び減損損失の測定については注記「2. 会計方針に関する事項 (8) 非金融資産の減損」に記載しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っておりません。

② 無形資産

無形資産の認識後の測定については原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

企業結合で取得した無形資産は、取得日時点の公正価値で測定しております。

のれん及び耐用年数を確定できない無形資産以外の無形資産の償却費は、当初認識後、償却可能額（取得原価から残存価額を控除した金額）を、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ ソフトウェア 5年
- ・ 商標権 10～20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

③ 認識の中止

無形資産は、処分時、もしくは継続的な使用または処分から将来の経済的便益が期待されなくなった時に認識を中止しております。無形資産の認識の中止から生じる利得または損失は、当該資産の認識の中止時に純損益に含めております。

(7) リース

当社グループは、契約締結時に、契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるかまたはリースを含んでいると判断しております。

リース期間が12ヵ月以内に終了する短期リース及び原資産が少額である少額資産のリースについて、使用权資産及びリース負債を認識しないことを選択しております。

契約がリースであるかまたはリースを含んでいる場合、短期リースまたは少額資産のリースを除き、開始日において使用权資産及びリース負債を連結財政状態計算書に計上しております。短期リース及び少額資産のリースに係るリース料は、リース期間にわたり定額法または他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

使用权資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料等を調整し、リース契約に基づき要求される原状回復義務等のコストを含めております。使用权資産は、リース期間にわたり定期的に減価償却を行っております。リース負債は、支払われていないリース料の割引現在価値で測定しております。リース料は、実効金利法に基づき金融費用とリース負債の返済額とに配分しております。金融費用は連結損益計算書で認識しております。

(8) 非金融資産の減損

① 減損の判定

棚卸資産、繰延税金資産及び売却目的で保有する非流動資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を各連結会計年度末に見積っております。

資産または資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位グループに配分しております。のれんが配分される資金生成単位については、のれんを内部管理目的で監視している最小単位である会社単位としております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を見積っております。

減損損失は、資産または資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に超過差額を純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減損するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

② 減損の戻入れ

のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において減損損失の減少または消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻入れております。

(9) 収益

収益は、顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に(または充足するにつれて)収益を認識する。

当社グループは、フードコート、居酒屋、ディナータイプ等の業態による飲食サービスの提供を主な事業として営んでおり、顧客からの注文に基づき料理を提供した時点で顧客に支配が移転し履行義務が充足されると判断しており、当該サービス提供時点で収益を認識しております。

(10) 従業員給付

① 退職後給付

当社グループの一部の連結子会社は、従業員の退職給付制度として確定給付制度を運営しております。

一部の連結子会社は、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る負債または資産は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しております。

勤務費用及び確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額は、純損益として認識しております。

確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

② 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。

賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を負っており、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

(11) 株式に基づく報酬

① 株式交付信託型ESOP

当社グループは、従業員に対して持分決済型の株式交付信託型ESOP制度を導入し、株式交付規程に基づきポイントを付与しております。ポイントの公正価値は付与日時点で測定しております。当該制度に関する従業員報酬費用は権利確定期間にわたって認識しております。

本制度が所有する当社株式については連結財政状態計算書及び連結持分変動計算書において自己株式として処理しております。また、本制度の資産及び負債並びに費用及び収益については連結財政状態計算書、連結損益計算書及び連結持分変動計算書に含めて計上しております。

② 譲渡制限付株式報酬

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）、執行役員及び従業員並びに当社子会社の代表取締役社長に対する持分決済型の株式に基づく報酬として、譲渡制限付株式報酬制度を採用しております。受領したサービスの対価は、付与日における当社株式の公正価値で測定しており、付与日から権利確定期間にわたり連結損益計算書において費用として認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。

(12) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的または推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは支払利息として認識しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

当社グループの連結計算書類において適用する重要性がある会計方針は、以下の新たに適用する基準を除き、前連結会計年度の連結計算書類において適用した会計方針と同一であります。

当社グループは、当連結会計年度より、以下の基準を適用しております。

基準書	基準名	新設・改訂の概要
IAS第1号	財務諸表の表示	・重要な (significant) 会計方針ではなく、重要性がある (material) 会計方針を開示することを要求
IAS第8号	会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬	・会計方針の変更を会計上の見積りの変更とどのように区別すべきかを明確化
IAS第12号	法人所得税	・リースや廃棄義務のような、資産と負債の両方を認識する取引に係る繰延税金の会計処理を明確化 ・経済協力開発機構が公表した第2の柱モデルルールを導入するために制定された税法から生じる法人所得税の会計処理及び開示の要求事項に対する一時的な例外の導入

上記基準書の適用による連結計算書類への重要な影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

(連結財政状態計算書)

前連結会計年度において、「その他の流動資産」に含めていた「未収法人所得税等」216百万円は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。

5. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

非金融資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	56,619百万円
のれん	23,726百万円
無形資産	6,026百万円
減損損失	3,097百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、有形固定資産について、資金生成単位を主に各店舗としております。減損の兆候がある店舗について、減損テストを実施し、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合、減損損失を計上しております。

のれん及び無形資産について、毎期または減損の兆候がある場合、減損テストを実施し、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合、減損損失を計上しております。

なお、これらの回収可能価額は使用価値または処分コスト控除後の公正価値のどちらか高い方により測定しております。

これらの減損テストで使用する将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会において承認された翌連結会計年度の事業計画を基礎にして算定しております。

事業計画は複数の仮定に基づいて策定されております。売上収益については、直近の実績を基礎として、インバウンド需要の拡大や賃上げに伴う国内消費の活発化等による緩やかな成長傾向が翌連結会計年度も継続することを仮定しております。また、売上原価、販売費及び一般管理費について、直近では、原材料価格が高騰しているほか、人件費や光熱費が上昇しており、これらの状況が翌連結会計年度以降も継続することを仮定しております。

当社グループは、これらの減損における主要な仮定を、経営者の最善の見積りと判断により決定しております。主要な仮定は、外部環境の変化等の影響を受ける可能性があり、見積りの変更が必要となった場合には、これらの減損損失を新たにもしくは追加計上する可能性があります。

6. 誤謬の訂正に関する注記

当連結会計年度において、過年度のグループ間の資本取引に係る親会社の所有者に帰属する持分及び非支配持分の計算において連結決算上の処理が誤っていることが判明したため、誤謬の訂正を行っております。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映しております。

この結果、連結持分変動計算書の期首残高は、資本剰余金が2,355百万円増加し、非支配持分が2,355百万円減少しております。

7. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

その他の金融資産（非流動） 4百万円

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産 70,992百万円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

8. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

有形固定資産は、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させる最小単位として、主として店舗ごとに資産のグルーピングを行っております。営業キャッシュ・フローがマイナス、または、資産の市場価値が帳簿価額より著しく下落している等、減損の兆候が認められる店舗について減損テストを行い、回収可能価額が帳簿価額を下回った場合は、当該店舗の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

企業結合で生じたのれん及び耐用年数を確定できない無形資産は、内部管理目的で監視しているレベルの資金生成単位グループに配分を行っており、毎期または減損の兆候がある場合には随時、減損テストを実施しております。減損テストの回収可能価額は、使用価値または処分コスト控除後の公正価値に基づき算定しております。

以下の資産種類について減損損失を計上しており、連結損益計算書の「その他の営業費用」に計上しております。

種 類	金 額 (百 万 円)
建物及び構築物	2,482
工具、器具及び備品	232
土地	21
のれん	347
その他	14
合計	3,097

9. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	212,814,284株	－株	－株	212,814,284株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	2,607,751株	－株	126,200株	2,481,551株

- (注) 1. 当連結会計年度末の自己株式には、「従業員向け株式交付信託型ESOP」が保有する当社株式1,882,000株が含まれております。
2. 普通株式の減少126,200株は「従業員向け株式交付信託型ESOP」制度に基づく従業員への給付及び譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年4月21日 取締役会	普通株式	636	3.00	2023年2月28日	2023年5月12日
2023年10月13日 取締役会	普通株式	742	3.50	2023年8月31日	2023年11月13日

- (注) 1. 2023年4月21日取締役会決議の配当金の総額には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金5百万円を含んでおります。
2. 2023年10月13日取締役会決議の配当金の総額には、株式給付信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金6百万円を含んでおります。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年4月19日 取締役会	普通株式	742	利益剰余金	3.50	2024年2月29日	2024年5月15日

- (注) 2024年4月19日取締役会決議の配当金の総額には株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金6百万円を含んでおります。

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 資本管理

当社グループは、持続的な成長のため、負債と資本の最適化を通じて企業価値を最大化することを目指して資本管理をしております。当社が資本管理において用いる主な指標は、ネットD/Eレシオ、ネット有利子負債キャッシュ・フロー倍率であります。なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

② 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。

また、当社グループは、デリバティブ取引を為替変動リスクまたは金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

③ 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社グループは、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。当社グループの営業債権は、主としてクレジットカード会社及び商業施設に対するものであり、発生日の翌月に回収されます。

差入保証金については、主に店舗賃借取引に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

また、デリバティブ取引については、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っており、内部規程に基づき、財務担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。当該デリバティブ取引には、ヘッジ会計を適用せずに、公正価値の変動は全て純損益に認識しております。

④ 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは主に借入金により資金調達しておりますが、資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

⑤ 為替リスク管理

当社グループは、飲食事業を中心に事業展開しており、外国為替相場の変動による原材料の価格高騰及び調達難に直面する可能性があります。

当社グループの原材料仕入は、主として日本国内の食品メーカー、商社等を通じて行っているため円建取引となっておりますが、為替相場の現状及び今後の見通しについては常時モニタリングを行っております。

なお、当社グループの在外営業活動体の財務諸表換算に伴い、その他の包括利益が変動しますが、その影響は当社グループにとって重要なものではないと考えております。

⑥ 金利リスク管理

当社グループは、事業活動の中で様々な金利変動リスクに晒されており、特に、金利の変動は借入コストに大きく影響いたします。これは、当社グループの借入金が主に変動金利による借入金であるためであります。

こうした市場金利の変動による借入金利息の変動リスクを減殺するため当社は当連結会計年度末残高、7,143百万円の借入金と同額の金利スワップ契約を締結し、当該借入金について実質固定金利化を図っております。これらのデリバティブ取引の執行及び管理については、内部規程に基づき、財務担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。なお、当該デリバティブ取引にはヘッジ会計を適用せず、公正価値の変動は全て純損益に認識しております。

(2) 金融商品の公正価値に関する事項

当連結会計年度末における主な金融商品の帳簿価額及び公正価値は以下のとおりであります。

	連結財政状態計算書 計上額 (百万円)	公正価値 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び現金同等物	21,305	21,305	—
(2) 営業債権及びその他の債権	5,729	5,729	—
(3) その他の金融資産 (差入保証金)	8,307	8,506	199
(4) その他の金融資産 (デリバティブ)	1	1	—
資産計	35,345	35,544	199
(5) 営業債務及びその他の債務	4,398	4,398	—
(6) 社債及び借入金	27,582	27,631	48
負債計	31,981	32,030	48

(注) 公正価値の測定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務)

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(デリバティブ)

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債として、取引先金融機関から提示された価格に基づいて算定しております。

(差入保証金)

想定した賃借契約期間に基づき、相手先の信用リスクを加味した上で、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(社債及び借入金)

短期借入金は、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金及び社債のうち固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産または負債の市場価格(無調整)

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接または間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

① 償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定される金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。なお、当該金融商品の帳簿価額が公正価値の合理的な近似値である場合、それらの項目に関する情報はこの表には含まれておりません。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
<金融資産>					
その他の金融資産					
差入保証金 (注) 2	8,307	-	8,506	-	8,506
<金融負債>					
社債及び借入金	27,582	-	27,631	-	27,631

(注) 1. 当連結会計年度においてレベル1、レベル2及びレベル3の間における振替はありません。
2. 帳簿価額は、貸倒引当金控除後の金額で表示しております。

② 公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される金融商品の帳簿価額及び公正価値は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
<金融資産>					
経常的に公正価値測定される金融資産					
デリバティブ資産	1	-	1	-	1

(注) 当連結会計年度においてレベル1、レベル2及びレベル3の間における振替はありません。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、飲食事業から計上される収益を売上収益として表示しており、顧客との契約から生じる収益を以下のとおり分解しております。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
飲食事業	142,732
その他	3,027
合計	145,759

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは飲食業を幅広く営んでおり、飲食店舗において、顧客からの注文に基づき料理を提供した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該サービス提供時点で収益を認識しております。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

なお、収益として計上された金額は、利用者により選択された決済手段に従って、履行義務の充足時点にて支払いを受ける、または、商業施設やクレジット会社等が別途定める支払条件により短期のうちに支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

変動対価を含む取引や代理人取引はありません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	4,547	5,261
契約負債	132	117

顧客との契約から生じた債権は、連結財政状態計算書において「営業債権及びその他の債権」に含まれております。なお、顧客との契約から生じた債権に対する減損損失はありません。

当社グループの一部の連結子会社において、飲食の支払いに充当できるポイントを付与するサービス等を実施しており、主に顧客に付与したポイントについて、サービスを提供する履行義務を充足するまで、契約負債として認識し、連結財政状態計算書上でその他の流動負債に含めて表示しております。当連結会計年度期首時点の契約負債132百万円は、当該ポイントの行使期間等が概ね1年以内であるため、当連結会計年度の売上収益として認識しております。

なお、当社グループにおいて契約資産はありません。

また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額ははありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

なお、当社グループはIFRS第15号第121項の実務上の便法を適用し、当初の予想残存期間が1年以内の残存履行義務に関する情報を開示しておりません。

③ 契約コスト

当社グループは、契約獲得または契約履行のためのコストから認識した資産はありません。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 171円01銭

(2) 基本的1株当たり当期利益 23円97銭

(注) 「基本的1株当たり当期利益」の算定上、自己株式として計上されている「従業員向け株式交付信託型ESOP」が所有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度1,905,938株)

13. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	16,403	【流動負債】	14,464
現金及び預金	10,636	1年内償還予定の社債	200
関係会社売掛金	196	1年内返済予定長期借入金	6,900
前払費用	167	未払金	159
関係会社短期貸付金	1,337	関係会社未払金	2,840
未収還付法人税等	1,258	未払費用	149
未収入金	1,598	未払法人税等	15
関係会社未収入金	1,086	未払消費税等	50
その他	120	関係会社預り金	2,765
		株主優待引当金	699
		店舗閉鎖損失引当金	2
		資産除去債務	594
		その他	87
【固定資産】	52,841	【固定負債】	20,589
(有形固定資産)	4,773	社債	200
建物	3,289	長期借入金	19,048
構築物	8	株式給付引当金	61
機械及び装置	1	関係会社事業損失引当金	192
工具器具備品	319	資産除去債務	1,054
土地	1,143	その他	32
建設仮勘定	11		
(無形固定資産)	236	負 債 合 計	35,053
ソフトウェア	178	純 資 産 の 部	
その他	58	【株主資本】	34,190
(投資その他の資産)	47,831	(資本金)	50
関係会社株式	35,701	(資本剰余金)	21,779
関係会社長期貸付金	8,556	資本準備金	12
長期前払費用	134	その他資本剰余金	21,767
繰延税金資産	1,010	(利益剰余金)	13,539
差入保証金	2,429	その他利益剰余金	13,539
		繰越利益剰余金	13,539
		(自己株式)	△1,178
資 産 合 計	69,244	純 資 産 合 計	34,190
		負 債 純 資 産 合 計	69,244

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		5,609
売上原価		725
売上総利益		4,884
販売費及び一般管理費		3,374
営業利益		1,510
営業外収益		
受取利息	158	
受取配当金	1,380	
協賛金収入	27	
その他	197	1,763
営業外費用		
支払利息	244	
その他	2	247
経常利益		3,026
特別利益		
固定資産売却益	0	
関係会社株式売却益	5,684	
店舗閉鎖損失引当金戻入額	15	5,700
特別損失		
減損損失	387	
関係会社株式売却損	258	
関係会社事業損失引当金繰入額	115	
その他	10	772
税引前当期純利益		7,954
法人税、住民税及び事業税	21	
法人税等調整額	81	103
当期純利益		7,851

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計	
		資 準 備	本 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金			
2023年3月1日 残高	50	12	21,701	21,714	7,067	7,067	△1,217	27,614	27,614
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	△1,379	△1,379	-	△1,379	△1,379
当 期 純 利 益	-	-	-	-	7,851	7,851	-	7,851	7,851
自 己 株 式 の 処 分	-	-	65	65	-	-	38	103	103
事業年度中の変動額合計	-	-	65	65	6,472	6,472	38	6,576	6,576
2024年2月29日 残高	50	12	21,767	21,779	13,539	13,539	△1,178	34,190	34,190

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------------|------------------------------------------|
| ① 有価証券
子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② 棚卸資産
原材料 | 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法） |
| ③ デリバティブ | 時価法 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | | | | | | | | | |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--------|--------|-------|-----|--------|--------|-------|
| ① 有形固定資産 | 定率法を採用しております。
ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table><tbody><tr><td>建物</td><td>15～50年</td></tr><tr><td>建物附属設備</td><td>3～17年</td></tr><tr><td>構築物</td><td>10～50年</td></tr><tr><td>工具器具備品</td><td>2～10年</td></tr></tbody></table> | 建物 | 15～50年 | 建物附属設備 | 3～17年 | 構築物 | 10～50年 | 工具器具備品 | 2～10年 |
| 建物 | 15～50年 | | | | | | | | |
| 建物附属設備 | 3～17年 | | | | | | | | |
| 構築物 | 10～50年 | | | | | | | | |
| 工具器具備品 | 2～10年 | | | | | | | | |
| ② 無形固定資産 | 定額法を採用しております。
なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 | | | | | | | | |
| ③ 投資その他の資産
長期前払費用 | 定額法を採用しております。
主な耐用年数は5年であります。
ただし、契約期間の定めがあるものについては、その契約期間に基づく定額法によっております。 | | | | | | | | |

(3) 引当金の計上基準

- ① 株主優待引当金
株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、株主優待券の利用実績に基づいて、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。
- ② 店舗閉鎖損失引当金
店舗閉鎖による損失に備えて、翌事業年度以降に閉鎖が見込まれる店舗について、損失見積額を計上しております。
- ③ 株式給付引当金
株式交付規程に基づく当社従業員への当社株式給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ④ 関係会社事業損失引当金
関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法
為替予約については繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たす取引については、振当処理を採用しております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…金利スワップ、為替予約
ヘッジ対象…変動金利の借入金、外貨建予定取引
- ③ ヘッジ方針
将来の為替変動及び金利変動によるリスク回避を目的として利用しており、リスクヘッジ目的以外の取引は行わない方針であります。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
為替予約については、予約取引と同一通貨、同一金額、同一期日の為替予約を締結しているため、その後の為替相場の変動による相関関係は確保されており、決算日における有効性の評価を省略しております。
また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、決算日における有効性の評価を省略しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、主に顧客である子会社に対して、商標使用許諾、経営管理及び業務受託並びに店舗資産管理、食材販売等を行っております。

商標使用許諾取引は、契約期間における商標等の使用許諾が主な履行義務であり、使用許諾期間が経過するにつれて顧客が便益を享受することから、一定の期間にわたって履行義務が充足される取引であると判断し、契約期間にわたって収益を認識しております。

経営管理及び業務受託並びに店舗資産管理に係る取引は、契約内容に応じた経営指導や管理業務、店舗資産管理等のサービスを提供することが主な履行義務であり、サービスを提供するにつれて顧客が便益を享受することから、一定の期間にわたって履行義務が充足される取引であると判断し、サービス提供期間にわたって収益を認識しております。

食材販売取引は、顧客から注文された食材等を手配することが主な履行義務であり、顧客に食材等が引き渡された時点で履行義務が充足されることから、当該時点で、代理人取引として手数料の額を収益認識しております。

なお、いずれの取引も、取引対価は、サービス提供後概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	4,773百万円
減損損失	387百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、有形固定資産について、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位を主に各店舗としております。減損の兆候があり、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合、減損損失を計上しております。なお、店舗固定資産の回収可能価額は主として使用価値により測定しております。

回収可能価額は、取締役会において承認された翌事業年度の事業計画を基礎にして算定しております。

事業計画は複数の仮定に基づいて策定されております。売上高については、直近の実績を基礎として、インバウンド需要の拡大や賃上げに伴う国内消費の活発化等による緩やかな成長傾向が翌事業年度も継続することを仮定しております。また、売上原価、販売費及び一般管理費について、直近では、原材料価格が高騰しているほか、人件費や光熱費が上昇しており、これらの状況が翌事業年度以降も継続することを仮定しております。

当社は、これらの減損における主要な仮定を、経営者の最善の見積りと判断により決定しております。主要な仮定は、外部環境の変化等の影響を受ける可能性があり、見積りの変更が必要となった場合には、店舗固定資産の減損損失を新たにもしくは追加計上する可能性があります。

(2) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	35,701百万円
--------	-----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社における関係会社株式の評価に当たっては、当該株式の発行会社の財政状態悪化により実質価額が著しく低下した場合に相当の減額を行い当事業年度の損失として処理しております。なお、超過収益力等を反映して、1株当たり純資産額に比べて高い価額で関係会社株式を取得している場合には、超過収益力等を加味した株式の実質価額と帳簿価額を比較し、減額処理するか否かを判定しております。

超過収益力を含む実質価額の評価に用いる将来キャッシュ・フローは、取締役会において承認された翌事業年度の事業計画を基礎にして算定しております。

事業計画は複数の仮定に基づいて策定されております。売上高については、直近の実績を基礎として、インバウンド需要の拡大や賃上げに伴う国内消費の活発化等による緩やかな成長傾向が翌事業年度も継続することを仮定しております。また、売上原価、販売費及び一般管理費について、直近では、原材料価格が高騰しているほか、人件費や光熱費が上昇しており、これらの状況が翌事業年度以降も継続することを仮定して

おります。

当社は、これらの関係会社株式の評価における主要な仮定を、経営者の最善の見積りと判断により決定しております。主要な仮定は、外部環境の変化等の影響を受ける可能性があり、見積りの変更が必要となった場合には、関係会社株式評価損を新たにもしくは追加計上する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	12,315百万円
(2) 保証債務	
関係会社の支払に対する信用状の発行による保証	
Create Restaurants NY Inc.	321百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	5,292百万円
販売費及び一般管理費	340百万円
営業取引以外の取引	7,505百万円
(2) 関係会社株式売却益	
当社連結子会社であるSFPホールディングス株式会社株式、株式会社K Rフードサービス株式、株式会社クリエイト・ダイニング株式、株式会社L G & E W株式の売却に係るものです。	
(3) 関係会社株式売却損	
当社連結子会社である株式会社いっちょう株式の売却に係るものです。	

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の総数

普通株式 2,481,551株

(注) 当事業年度末の自己株式には、実務対応報告第30号に従い「従業員向け株式交付信託型ESOP」が保有する当社株式1,882,000株が含まれております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	5百万円
株主優待引当金	242百万円
長期前受収益	11百万円
資産除去債務	570百万円
減損損失	391百万円
関係会社株式評価損	815百万円
関係会社事業損失引当金	66百万円
減価償却費	16百万円
株式給付引当金	21百万円
株式給付信託	23百万円
その他	18百万円

繰延税金資産 小計 2,183百万円

評価性引当額 △882百万円

繰延税金資産 合計 1,301百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△119百万円
関係会社長期貸付金に係る為替差益	△170百万円

繰延税金負債 (△) 合計 △290百万円

繰延税金資産・負債 (△) の純額 1,010百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	
子会社	株式会社 クワイート・レストランズ	9百万円	飲食店の経営	所有 直接	100.0	資金の貸借 役員の兼任 経営指導 業務受託	経営指導料等の受取 (注2)	1,826	関係会社 売掛金	73	
							営業設備の 賃貸(注3)	1,002			
							店舗売上金等 の取納	29,917	関係会社 未払金		2,312
							店舗経費等 の支払	6,952	関係会社 未収金		820
							CMS取引 (注4)	—	関係会社 預り金		1,281
							資金の貸付	5,000	関係会社 長期貸付金		5,000
							利息の受取 (注1)	28	—		—
	株式会社 L G & E W	1百万円	飲食店の経営	所有 直接	100.0	役員の兼任	関係会社 株式の売却(注5)	403	—	—	
							関係会社 株式売却益	365	—	—	
	株式会社 グルメプランズカンパニー	10百万円	飲食店の経営	所有 直接	100.0	役員の兼任	店舗売上金等 の取納	716	関係会社 未払金	60	
	株式会社 クワイート・ダイニング	9百万円	飲食店の経営	所有 直接	100.0	資金の貸借 役員の兼任 経営指導 業務委託	経営指導料等の受取 (注2)	834	関係会社 売掛金	46	
							店舗売上金等 の取納	4,123	関係会社 未払金	320	
							店舗経費等 の支払	1,325	関係会社 未収金	171	
							CMS取引 (注4)	—	関係会社 預り金	783	
							関係会社 株式の売却(注5)	1,002	—	—	
							関係会社 株式売却益	466	—	—	
	株式会社 KRフードサービス	7百万円	飲食店の経営	所有 直接	100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	567	関係会社 短期貸付金	567	
							利息の受取 (注1)	9	—	—	
							関係会社 株式の売却(注6)	1,046	—	—	
							関係会社 株式売却益	88	—	—	

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）		関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	株式会社 いっちょう	9百万円	飲食店の経営	所有 直接	100.0	資金の貸付 役員の兼任 経営指導	経営指導料等の受取 (注2)	608	関係会社 売掛金	18
							資金の貸付	610	関係会社 短期貸付金	610
							利息の受取 (注1)	3	—	—
							関係会社 株式の売却(注5)	453	—	—
							関係会社 株式売却損	258	—	—
	株式会社 サンジェルマン	9百万円	飲食物製造 販売	所有 直接	100.0	資金の貸付	資金の貸付	1,800	関係会社 長期貸付金	1,800
							利息の受取 (注1)	10	—	—
	SFPホールディングス 株式会社	49百万円	飲食店の経営	所有 直接	58.96	役員の兼任	関係会社 株式の売却(注7)	5,940	—	—
							関係会社 株式売却益	4,735	—	—
	株式会社 ルートナインジー (注9)	3百万円	飲食店の経営	所有 直接	100.0	役員の兼任	関係会社 株式の売却(注5)	101	—	—
関係会社 株式売却益							28	—	—	
Create Restaurants NY Inc.	0百万US\$	資産管理	所有 直接	100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	1,756	関係会社 長期貸付金	1,756	
						利息の受取 (注1)	106	流動資産 その他	91	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 貸付金及び借入金利息については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 経営指導料等については、双方協議の上、合理的に決定しております。
3. 営業設備の賃貸料については、市場価格を参考に交渉の上、決定しております。
4. CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）取引については、基本契約に基づき残高が毎日変動するため、取引の内容ごとに取引金額を集計することが実務上困難であることから、取引金額は記載しておりません。
5. 関係会社株式の売却価格は直近決算日を基準とする時価純資産方式に基づき決定しております。
6. 関係会社株式の売却価格については、双方協議の上合理的に決定しております。
7. SFPホールディングス株式会社はプライム市場の移行基準日において、上場維持基準のうち流通株式比率を充たしておらず、当該基準への適合を目的として、親会社である当社宛に当社が所有している同社普通株式の一部を対象として、市場価格に一定のディスカウントを行った価格での公開買い付け応募の打診があり、両社にて協議を重ねた結果、公開買い付けに応じました。
8. 上記取引以外に子会社に対する関係会社事業損失引当金繰入額115百万円を計上しております。
なお、子会社に対する引当金の当事業年度末残高は、関係会社事業損失引当金192百万円であり
ます。
9. 2023年9月1日付で、当社の連結子会社であった株式会社ルートナインジーは、連結子会社である株式会社クリエイト・ダイニングを存続会社とする吸収合併により消滅し、関連当事者に該当しないこととなりました。このため、取引金額については、関連当事者であった期間の金額を記載しております。
また、議決権等の所有（被所有）割合及び期末残高については、関連当事者でなくなった時点の割合及び金額を記載しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 162円56銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 37円34銭 |

(注) 「1株当たり当期純利益」の算定上、実務対応報告第30号に従い、株主資本において自己株式として計上されている「従業員向け株式交付信託型ESOP」が所有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当事業年度1,905,938株)

10. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年4月19日

株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 朽木 利 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 信 治

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスの2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年4月19日

株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 朽木 利 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 信 治

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスの2023年3月1日から2024年2月29日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかど

うかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（会社の内部統制に係る体制全般）について取締役及び執行役員並びに使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門との連携の上、取締役会その他重要な会議に電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら出席し、取締役及び執行役員並びに使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書類等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び重要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。又、子会社については、子会社の取締役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。又、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。又、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月19日

株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス
監査等委員会

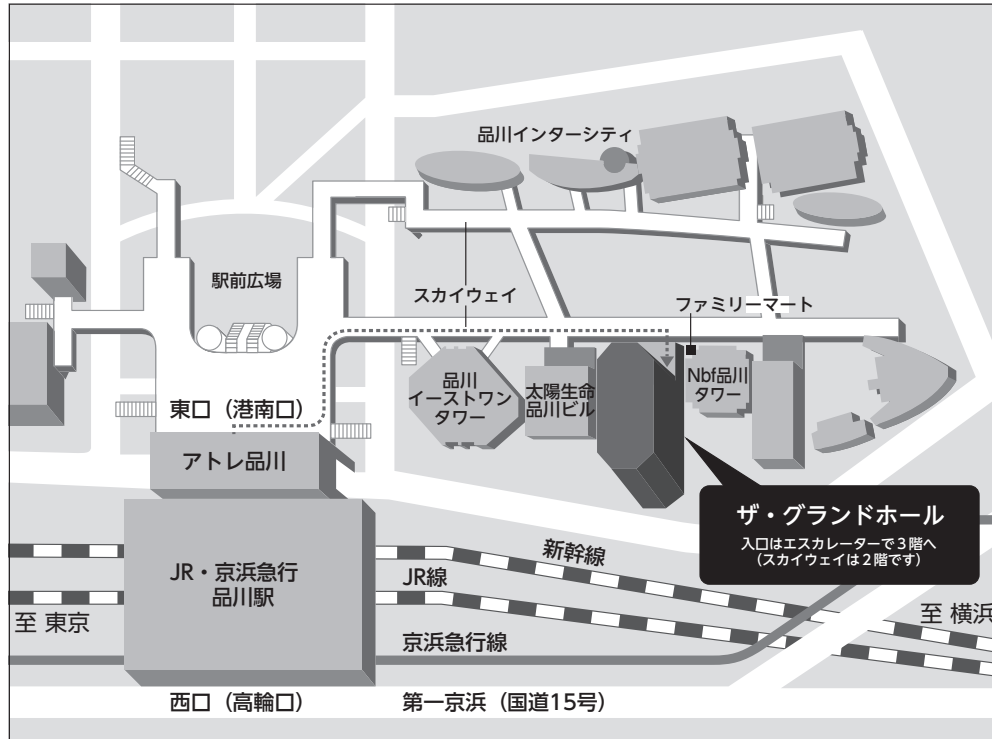
常勤監査等委員（取締役）	森本	裕文 ㊞
監査等委員（社外取締役）	松岡	一臣 ㊞
監査等委員（社外取締役）	大塚	美幸 ㊞
監査等委員（社外取締役）	片山	典之 ㊞

(注) 監査等委員松岡一臣、大塚美幸及び片山典之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役ではありません。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区港南2丁目16番4号
品川グランドセントラルタワー3階
ザ・グランドホール



交通のご案内

JR品川駅東口 (港南口) より徒歩5分
港南口方向へ連絡通路を進み、港南口右手スカイウェイ経由で、
直接品川グランドセントラルタワーよりご入館願います。

当日ご出席の株主の皆様へのお土産は、予定しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。